

福岡教育大学「未払い賃金請求訴訟」第2控訴審報告

熊本大学教職員組合は、「臨時特例」にともなう給与減額と退職手当減額の「未払い賃金請求訴訟」を引き続き支援しています。9月7日（月）の福岡教育大学未払い賃金請求訴訟第2控訴審には、熊本大学教職員組合からも6名が裁判傍聴と報告会に参加しました。今回で結審となり、次回11月30日（月）は判決言い渡しです。今後も粘り強く裁判支援を続けていきますので、引き続きご協力よろしくお願いいたします。なお、今回の裁判と報告会の模様を、『全大教・賃金請求裁判速報No.99』（2015.9.9）より以下に転載してお知らせします。

80人を超える傍聴者が見守るなか、審理終了 判決言い渡しは11月30日に

9月7日（月）11時30分から福岡高等裁判所501法廷で、福岡教育大学未払い賃金請求訴訟の第2回控訴審が行なわれました。審理では、原告側から藤内和公岡山大学法学部教授の意見書と意見書に基づく主張が書面で提出されていること、被告側からそれに対する反論が書面で提出されていることを確認するとともに、原告が求めていた証人尋問は認めないことが示されるのみで、11月30日（月）の13:30に判決を言い渡すと宣言されました。

審理時間はわずか5分。今回も、山口・九州地区の単組・全大教から80人を超える方々が傍聴支援に駆けつけていましたが、あまりにも形式的な審理に傍聴者はみな呆気にとられました。

報告集会にも60人が参加

公判終了後、裁判所から徒歩2分の「大手門パインビル」2Fの会議室で報告集会を開催しました。報告集会にも60の方が参加しました。

集会では、冒頭に鶴成久章福岡教育大学教職員組合書記長があいさつし、地裁判決が出た後の福岡教育大学では学生教育が脅かされる異常な大学運営が行なわれていることを説明するとともに、傍聴支援に感謝の意を示しました。つづいて原告団を代表して西崎緑氏があいさつ、さらに中富公一全大教中央執行委員長が裁判闘争の意義を確認しました。その後、弁護団の堀弁護士から厳しい見通しであるが、傍聴席を埋め尽くして注目していることが大きな力



＜福岡教育大学教職員組合書記長の挨拶＞



＜報告集会＞

になっていると説明され、吉村弁護士から藤内和公岡山大学法学部教授の意見書について解説されました。

最後に、今後の運動のあり方などについて討論し、大学関係者だけでなく市民の方々からも積極的な意見が出されました。

11月30日の判決を注視しましょう!!

判決言い渡しは11月30日（月）の13:30からです。再び福岡高等裁判所の傍聴席を埋め尽くして判決内容を注視しましょう。山口・九州地区の単組は支援の準備をお願いします。

報告集会での原告団あいさつ

原告代表の西崎です。原告を代表して発言させていただきます。

本日は、お忙しい中、多数の皆様が傍聴及び報告会への参加を賜り、ありがとうございました。

この控訴審の私たちの準備書面では、労働法学者の岡山大学藤内和公教授に書いていただいた意見書で明確にいただいた点、すなわち国立大学法人の労使関係が民間の労働法制を適用すべき労使関係であることを再度主張し、被告が労働契約法第10条の要件を十分に満たしていないということを述べました。

これに対して、被告準備書面では、独立行政法人通則法（改正前）第63条3項の社会情勢適合の原則および文科省の指示の実質的意味を述べて、国と国立大学法人との関係を労使関係にまで



＜中富 全大教中央執行委員長の挨拶＞



＜吉村弁護士の解説＞

（裏面につづく）

赤煉瓦

No. 8
2015. 9. 14

熊本大学教職員組合

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp
http://union.kumamoto-u.ac.jp/

拡大していきっています。つまり私たちの労使関係も国と国立大学法人との関係に吸収されてしま
うかのような論を展開し、まるで法人と私たちが一体であるかのような姿を作りだしています。

私たちは、法人と一体ではなく、独立した個人として法人と労働契約を結んでいる者です。国
立大学法人の教職員が法人と対等な個人として労働契約を結んでいる者であることを、裁判所に
是非読みとってもらいたいと思います。

11月30日（月）に判決が出ることになりましたが、今後ともご支援のほど、どうぞよろしく
お願い申し上げます。

（原告団代表 西崎緑）

※ 組合員の方は、福岡教育大学教職員組合「準備書面」などを全大教 HP よりご覧頂けます。

ログインには、ID とパスワードが必要です。組合事務所までお問い合わせください。